

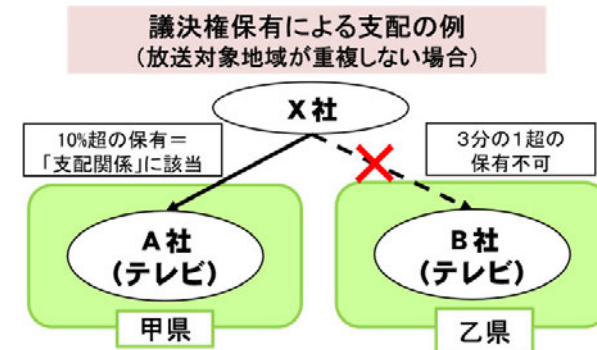
## 1. 現状

- マスメディア集中排除原則は、「基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする」(放送法第91条第2項第1号)ため、放送の多元性・多様性・地域性の確保を目指すもの。
- 一の基幹放送事業者が二以上の基幹放送を行うこと(兼営)のほか、基幹放送事業者が「支配関係」を有する者を通じて二以上の基幹放送を行うこと(支配)を原則として禁止。
- 「支配関係」の基準※<sup>1</sup>(地上基幹放送の場合)
  - ・議決権保有割合：同一放送対象地域 1/10超、異なる放送対象地域 1/3超
  - ・役員兼任割合：特定役員※<sup>2</sup>の1/5超
  - ・代表権を有する特定役員※<sup>2</sup>又は常勤の特定役員※<sup>2</sup>の兼任
- 特例※<sup>1</sup>として、ラジオ4局特例、特定隣接地域特例、経営基盤強化計画認定制度における役員兼任に係る特例、認定放送持株会社制度に係る特例等が設けられている。

※<sup>1</sup> 支配関係の基準や特例は、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号)において規定。

※<sup>2</sup> 特定役員とは、業務執行役員及び業務執行決定役員をいう。

(例)



## 2. 課題

- マスメディア集中排除原則の政策目的は今なお重要であるが、インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる現在においては、その政策目的と政策手段の関係が必ずしも適格的とは言えなくなっている部分があるのではないかと。経営の選択肢を狭め、返って多元性等を損なうことにもなり兼ねないといった部分もあるのではないかと。
- マスメディア集中排除原則の政策手段が、放送番組の多様性・地域性の確保に必ずしもつながっていない部分もあるのではないかと。
- 経営基盤強化計画認定制度において役員兼任割合に係る特例が設けられているが、議決権保有割合に係る特例が設けられていないほか、経営基盤強化計画の申請・認定等の手続きが煩雑で使い勝手が必ずしもよくないという意見もある。
- 事業者からは、経営の選択肢を増やす観点から、認定放送持株会社制度に係る特例等の緩和が要望されている。

放送法 第1条 (目的)

放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること

放送法 第91条 (基幹放送普及計画)

基幹放送(※)をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

(※)基幹放送：地上テレビジョン放送、地上ラジオ放送、コミュニティ放送、BS放送、東経110度CS放送 等 (東経124/128度CS放送、ケーブルテレビ等は含まれない)

一の者が保有することができる放送局の数を制限することにより、**多元性、多様性、地域性**の三原則を実現

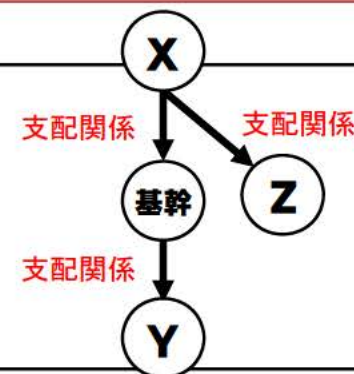
放送法 第2条32号及び第93条第1項

基幹放送の業務の認定基準としてマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定

<認定基準のうちマスメディア集中排除原則の部分> (放送法第93条第1項第5号)

基幹放送業務を行おうとする者が、次のいずれにも該当しないこと。

- イ 基幹放送事業者
- ロ イに掲げる者に対して『支配関係』を有する者 (X)
- ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して『支配関係』を有する場合におけるその者 (Y・Z)



# 【参考】マスメディア集中排除原則の具体的規定の全体像(概要)

## 地上基幹放送(テレビ・ラジオ)

### 同一放送対象地域

- 【「支配関係」の基準】(第5条第1項・第6条)
- ・議決権保有割合: 1/10超
  - ・役員兼任割合: 特定役員<sup>※1</sup>の1/5超
  - ・代表権を有する特定役員<sup>※1</sup>又は常勤の特定役員<sup>※1</sup>の兼任

※1 業務執行役員及び業務執行決定役員。

### 【ラジオ(コミュニティ放送を除く。)4局特例】(第8条第2号・第4号)

- ・ラジオ放送(コミュニティ放送を除く。)は、放送対象地域の重複に関わらず、4局まで兼営・支配が可能。

### 【コミュニティ放送特例】(第8条第3号)

- ・放送対象地域に同一の市区町村の区域を含むコミュニティ放送は、複数(上限なし)の兼営・支配が可能。

### 【三事業支配の禁止の特例】(第8条第5号)

- ・ニュース又は情報の独占的頒布のおそれがないときは、三事業支配(新聞・テレビ・ラジオの支配)が可能。

### 【経営困難特例】(第11条)

- ・会社更生法の更生手続開始の決定を受けている場合等に該当する地上基幹放送事業者は、第8条第1号から第5号までの特例の適用に当たり、地上基幹放送事業者に該当しないものとみなす。

### 【経営基盤強化計画認定制度における役員兼任に係る特例】(第10条)

- ・認定経営基盤強化計画を提出した基幹放送事業者に対する特定役員兼任割合が1/5超1/3以下の場合は、支配関係に該当しないものとみなす。

### 異なる放送対象地域

- 【「支配関係」の基準】(第5条第2項・第6条)
- ・議決権保有割合: 1/3超
  - ・役員兼任割合: 1/5超
  - ・代表権を有する特定役員<sup>※1</sup>又は常勤の特定役員<sup>※1</sup>の兼任

### 【テレビ兼営特例】(第8条第1号)

- ・テレビ放送事業者又はそれを支配する者は、異なる放送対象地域のテレビ放送事業者を議決権保有割合1/10超1/3以下の範囲内で兼営・支配することが可能。

### 【特定隣接地域特例】(第12条)

- ・特定隣接地域<sup>※2</sup>に放送対象地域が含まれる地上基幹放送事業者(コミュニティ放送を除く。)又はそれを支配する者は、複数の同一メディア(テレビ又はラジオ)の兼営・支配が可能。

※2 2以上の放送対象地域(関東・中京・近畿広域圏を除く。)のうち特定の1の放送対象地域に他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合における当該2以上の放送対象地域の集合。

### 【認定放送持株会社制度の特例】(第9条第2号)

- ・認定放送持株会社が1/3超の議決権割合を保有する地上基幹放送事業者(テレビ・ラジオ)の放送対象地域につき12都道府県まで。

## 衛星基幹放送

### (BS放送・東経110度CS)

- 【「支配関係」の基準】(第5条第3項・第6条)
- ・議決権保有割合: 1/3超
  - ・役員兼任割合: 特定役員<sup>※3</sup>の1/5超
  - ・代表権を有する特定役員<sup>※3</sup>又は常勤の特定役員<sup>※3</sup>の兼任

※3 業務執行決定役員であって業務執行役員でない者の数の業務執行決定役員の総数に占める割合が1/3を超えない場合、業務執行役員。

### 【トラポン数上限】(第8条第6号)

- 1/3超の議決権保有関係でつながるグループ全体において、
  - ・2K: 計4トラポン以下
  - ・4K: 計4トラポン以下

[地上基幹放送事業者及び衛星基幹放送事業者をグループに含む場合]

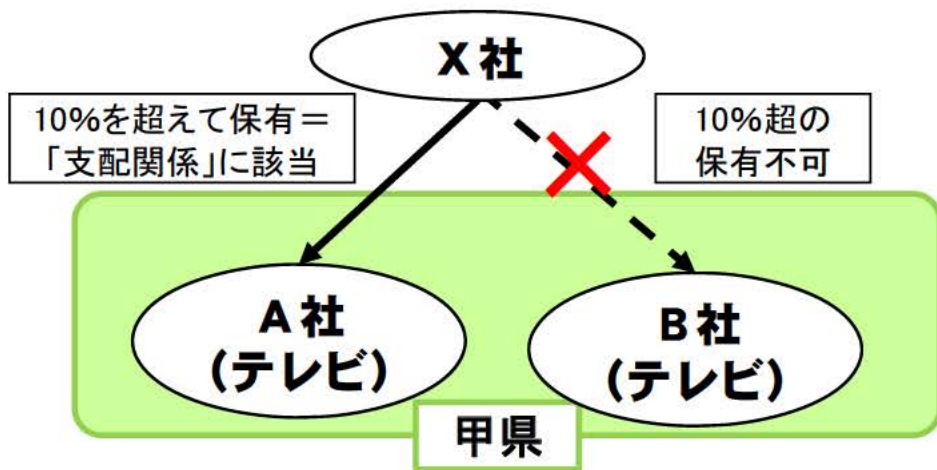
- 上記条件に加え、以下の条件を満たすことが必要(第8条第7号イ・ロ)
  - ・BS放送事業者への議決権保有割合は1/3超1/2以下の範囲内(一定の要件において当該議決権保有関係を支配関係に該当しないとみなす)
  - ・グループ全体の東経110度CS放送は2トラポン以下

[認定放送持株会社制度の特例](第9条第3号)<sup>※4</sup>

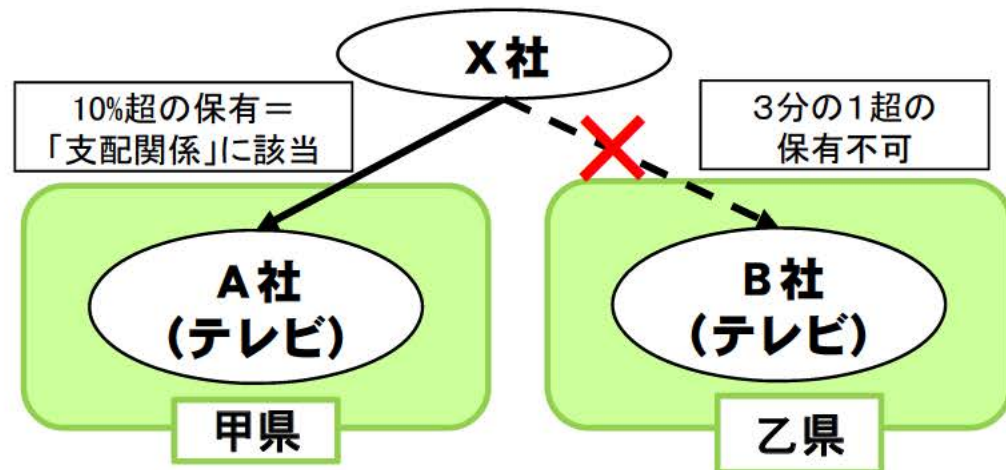
- 認定放送持株会社と1/3超の議決権保有関係でつながるグループ全体のBS放送は、
    - ・2K: 計0.5トラポン以下
    - ・4K: 計0.5トラポン以下
- ※4 第8条第7号ロは適用。  
 ※4 第8条第7号イに適合する場合、この特例は適用されず、第8条第6号が適用。

注) 条文番号は、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号)のもの。

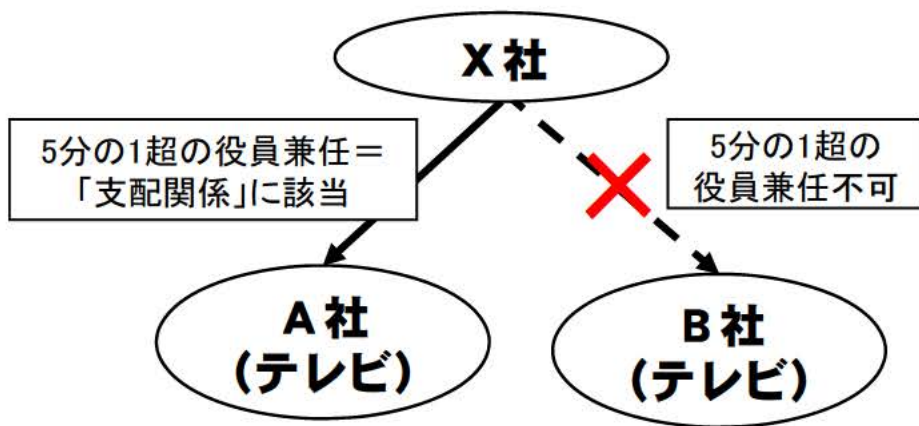
議決権保有による支配の例  
(放送対象地域が重複する場合)



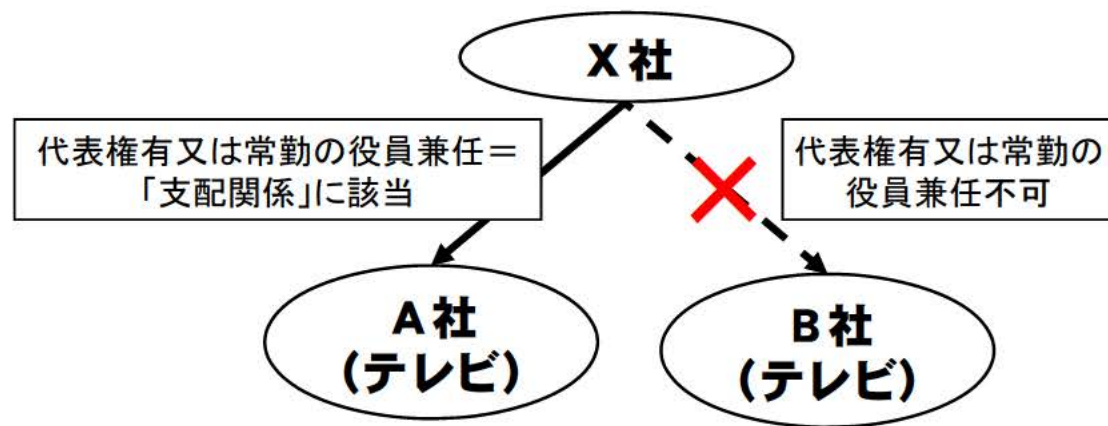
議決権保有による支配の例  
(放送対象地域が重複しない場合)



役員兼任による支配の例  
(役員兼任比率:5分の1超)



役員兼任による支配の例  
(代表役員、常勤役員)の兼任)



○ 同一メディア(テレビ又はラジオ(コミュニティ放送を除く。))について連携の対象となる全ての放送対象地域が特定隣接地域※に含まれる場合: ※ 2以上の放送対象地域(関東・中京・近畿広域圏を除く。)のうちの特定の1の放送対象地域に他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合における当該2以上の放送対象地域の集合

⇒ 兼営・支配可(1/3超の議決権保有が可能)

※ 地上デジ投資によりローカル局は経営基盤の強化が必要となることから、経営の選択肢を増やすため制度化(平成15年)

## 「他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合」(関東・中京・近畿広域圏を除く。)の例

【例1】



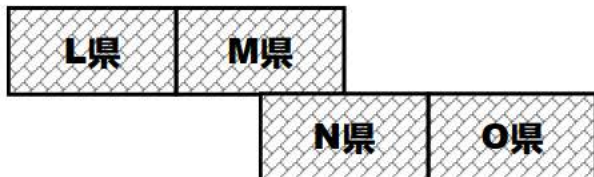
放送対象地域であるA～E県が上のような地理的な位置関係にある場合、B県に着目すると「他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合」にあたることになる

【例2】



放送対象地域であるW～Z県が上図のような地理的な位置関係にある場合、Y県に着目すると「他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合」にあたることになる。

## 【参考】「他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合」にあたらない例



放送対象地域であるL～O県が左図のような地理的な位置関係にある場合は、いずれの県に着目しても「他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合」にあたらないことになる。

※ 「地域的関連性が密接であるものとして総務大臣が告示する地域に該当する場合」も兼営・支配が可能  
 具体的な地域: 東北全県、九州全県、九州全県+沖縄県

## ○特定隣接地域特例の原則

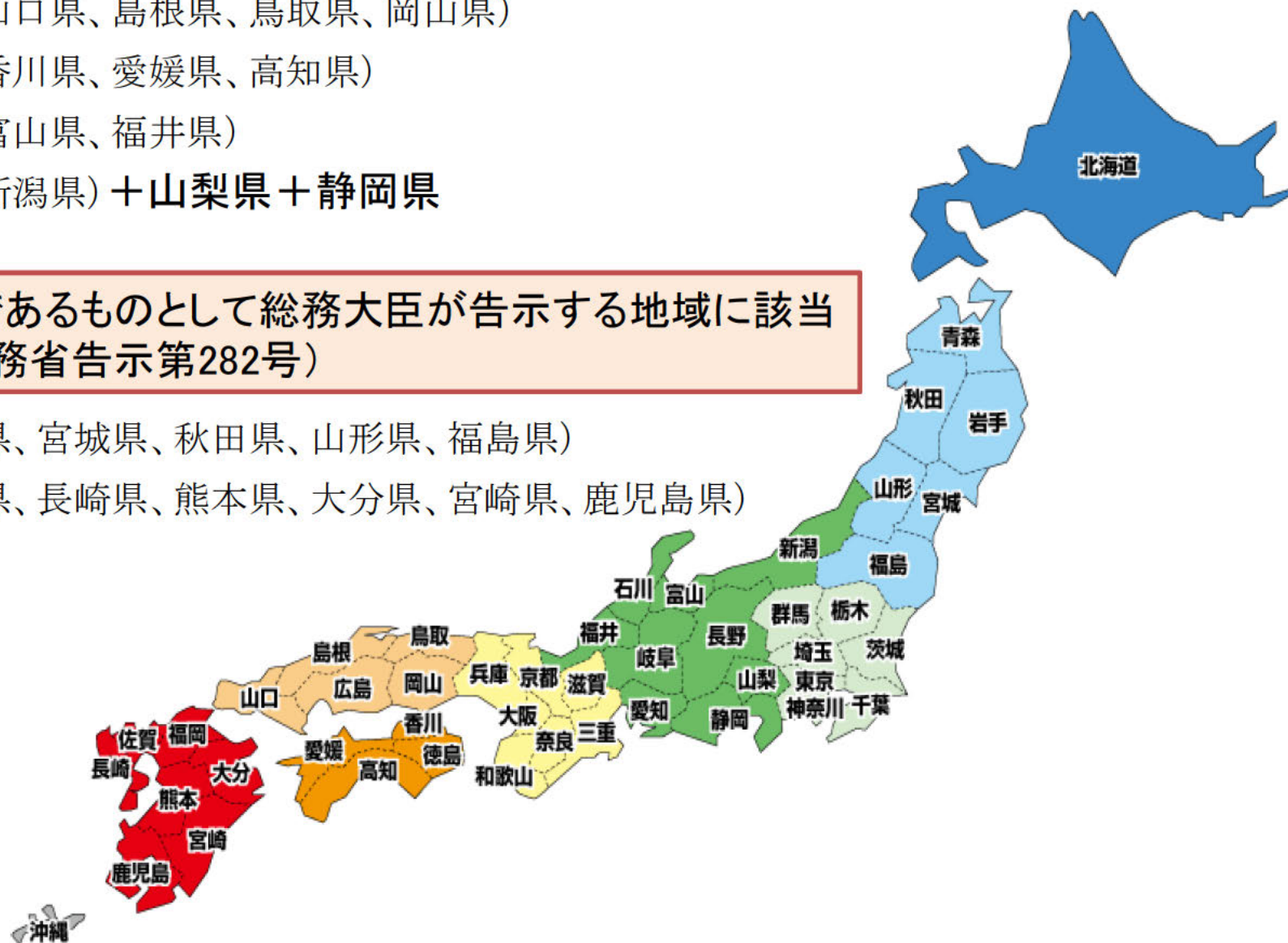
「他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合」(関東・中京・近畿広域圏を除く。)

(想定される事例)

- ・ 中国5県(広島県中心、山口県、島根県、鳥取県、岡山県)
- ・ 四国4県(徳島県中心、香川県、愛媛県、高知県)
- ・ 北陸3県(石川県中心、富山県、福井県)
- ・ 信越2県(長野県中心、新潟県) + 山梨県 + 静岡県

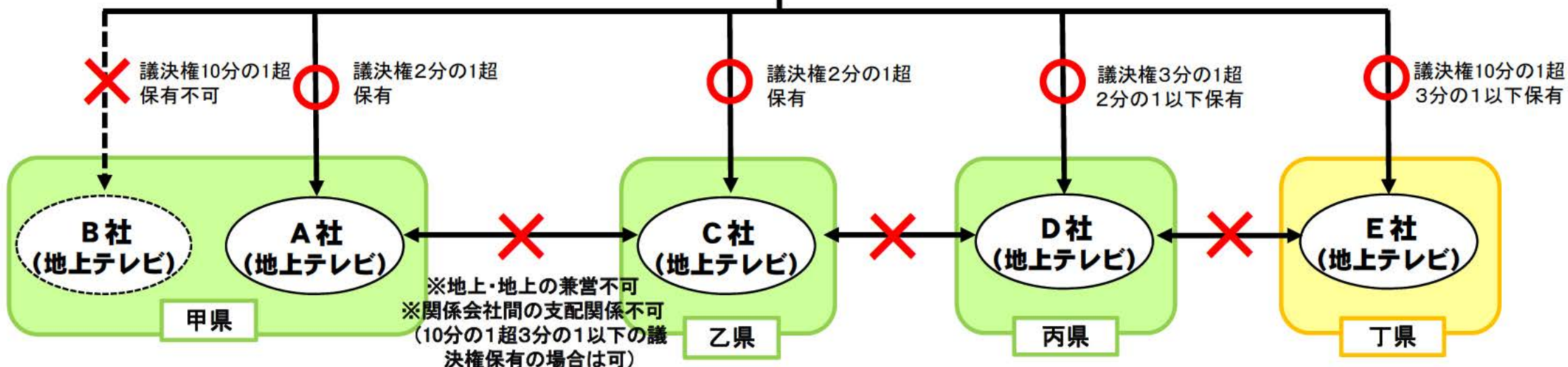
## ○「地域的関連性が密接であるものとして総務大臣が告示する地域に該当する場合」(平成23年総務省告示第282号)

- ・ 東北6県(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)
- ・ 九州7県(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)
- ・ 九州7県 + 沖縄県



- 認定放送持株会社制度は、総務大臣の認定を受けることにより、基幹放送事業について、持株会社によるグループ経営を可能とする制度であり、平成19年の放送法改正により創設。
- 認定放送持株会社制度を活用する場合は、マスメディア集中排除原則の特例として、複数の基幹放送事業者を傘下に置くことが可能。

## 認定放送持株会社



※12都道府県まで可(広域放送、県域放送の場合)

※12のカウントには含まない